職場の労働問題でお困りの方へ
～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

～まずは相談したい方～

- 山口労働局（Ｐ１）
- 法テラス山口（Ｐ５）
- 山口県司法書士会（Ｐ８）
- 山口県（Ｐ３）
- 山口県弁護士会（Ｐ６）
- 山口県社会保険労務士会（Ｐ９）

～紛争解決制度を利用したい方～

- 山口労働局（Ｐ１）
- 山口県弁護士会（Ｐ６）
- 山口県労働委員会（Ｐ４）
- 山口県社会保険労務士会（Ｐ９）

～裁判、労働審判等を利用したい方～

- 山口簡易裁判所（Ｐ１０）
- 山口地方裁判所（Ｐ１０）

（令和８年10月改訂）

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
山口労働局（雇用環境・均等室）	山口労働局 総合労働相談コーナー （雇用環境・均等室内） ☎083-995-0398 下関総合労働相談コーナー （下関労働基準監督署内） ☎083-266-5479 宇部総合労働相談コーナー （宇部労働基準監督署内） ☎0836-31-4509 徳山総合労働相談コーナー （徳山労働基準監督署内） ☎0834-21-1788 下松総合労働相談コーナー （下松労働基準監督署内） ☎0833-41-1780 岩国総合労働相談コーナー （岩国労働基準監督署内） ☎0827-24-1133 山口総合労働相談コーナー （山口労働基準監督署内） ☎083-600-0370 萩総合労働相談コーナー （萩労働基準監督署内） ☎0838-22-0750 【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス！	総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談	【制度概要】 職場におけるパワーハラスメント、性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働者の均等・均衡待遇等の労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム・有期雇用労働法に関するご相談のほか、解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。 【費用】 無料 【相談方法】 電話又は面談。予約不要。 【相談日時】 月曜～金曜　8:30～17:15 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けておりません。
		労働局長による助言・指導	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、山口労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。 （この制度は、法違反の是正を図るために行われる行政指導とは異なり、あくまで紛争当事者に対して話し合いによる解決を促すもので何らかの措置を強制するものではありません。） 【費用】 無料

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
山口労働局（雇用環境・均等室）	山口労働局 雇用環境・均等室 （山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2 号館 5 階） ☎０８３－９９５－０３９０	労働局長による紛争解決の援助	【制度概要】 職場におけるパワーハラスメント、性別による差別的取扱いなどの労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法に関わる民事上の個別労働紛争について、山口労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ法律の趣旨に沿って、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。 【費用】　無料
		山口紛争調整委員会によるあっせん	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、山口労働局長から委任を受けた山口紛争調整委員会（弁護士、特定社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。 紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合や解決が見込めない場合は、この手続きは、打ち切り終了となります。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんを申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。 【費用】　無料
		調　停	【制度概要】 職場におけるパワーハラスメント、性別による差別的取扱いなどの労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、山口労働局長から委任を受けた山口紛争調整委員会（弁護士、特定社会保険労務士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。 紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合や解決が見込めない場合は、この手続きは、打ち切り終了となります。 非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。 【費用】　無料

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
山口県産業労働部労働政策課	【労働ほっとライン】 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ roudou@pref.yamaguchi.lg.jp **県庁労働政策課** （山口市滝町 1-1 県庁 8 階） **☎０８３－９３３－３２３２** 【県民局】 岩国県民局 （岩国市三笠町 1-1-1） ☎0827-29-1506 柳井県民局 （柳井市南町 3-9-3） ☎0820-24-0250 周南県民局 （周南市毛利町 2-38） ☎0834-33-6441 山口県民局 （山口市神田町 6-10） ☎083-921-9540 宇部県民局 （宇部市琴芝町 1-1-50） ☎0836-38-2116 下関県民局 （下関市貴船町 3-2-1） ☎083-235-8791 萩県民局 （萩市江向河添沖田 531-1） ☎0838-21-0051 【特長】 どこに相談したら良いか迷った時の相談窓口として！	労働ほっとライン	【制度概要】 社会保険労務士による、労働相談を受け付けています。 【費用】 無料 【相談方法】 電話又はメール 【相談日時】 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9：00～18：00
		県民局における労働相談	【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。 【費用】 無料 【相談方法】 電話又は面接 【相談日時】 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：15

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
山口県労働委員会	**山口県労働委員会事務局** （山口市滝町1-1県庁7階） ☎０８３－９３３－４４４４ 山口県労働委員会事務局ホームページの「個別労働関係紛争あっせん」のページ https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/174/25837.html もご参照ください。 【特長】 公（公益委員）・労（労働者委員）・使（使用者委員）の三者構成を活かした解決援助サービス！	個別労働関係紛争のあっせん	【制度概要】 労働者と事業主との間で生じた労働紛争について、当事者間の交渉では解決が困難な場合に、公正中立なあっせん員が仲立ちし、話し合いによる解決をお手伝いします。 あっせん員は、公益委員（学識経験者等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）の三者で構成され、金銭的な解決のみならず、労使関係の改善につながるケースもあります。 なお、相手方が「あっせん」への不参加の意思表明を行った場合や、解決の見込みがない場合（合意が図られない場合等）には、この手続きは終了となります。 ※　労働組合と事業主との間の労働紛争については、労働委員会の集団的労使紛争のあっせん・調停・仲裁や不当労働行為救済の制度を利用することができます。 【費用】 無料

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本司法支援センター山口地方事務所（法テラス山口）	法テラス山口 （山口市黄金町 1-10 菜花道門キューブ 2F） ☎０５７０－０７８３５３ IP 電話からは、 ０５０－３３８３－５４９０ へおかけください。 サポートダイヤル ０５７０-０７８３７４ 【特長】 労働問題等の様々な法律トラブルに対応！	情報提供	【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。 【費用】 無料（通話料は利用者負担） 【利用方法】 電話又は来所。 【受付日時】 ●法テラス山口（土日祝祭日休業） 平日 9：00～17：00 ●サポートダイヤル（日曜祝祭日休業） 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。 地方事務所においては消費生活専門相談員資格者など情報提供専門職員による対応、サポートダイヤルにおいてはオペレーターによる対応となります。
		民事法律扶助	【サービス内容】 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助により、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行います。 【費用】 法律相談は無料（同一問題について３回まで） 弁護士費用等の立替えについては分割での返済が必要になります。 【利用方法】 面談または電話による法律相談（要予約）。 【相談日時】 ●法テラス山口（祝祭日休業） 毎週月曜日 13：30～16：20 毎週木曜日（原則）10：00～12：15 ※第２・４木曜日は「労働相談」 【注意点】 収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。 弁護士費用等の立替えについては、勝訴の見込みがないとはいえないこと、民事法律扶助の趣旨に適することという条件を満たす必要があります。 行政のあっせんで不調に終わった方で、弁護士等を活用して裁判や労働審判等の司法手続を行われる場合、利用できます。

<table>
<tr><th></th><th>問い合わせ先</th><th>利用できる制度</th><th>制度概要等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">山口県弁護士会</td><td rowspan="3">山口県弁護士会
法律相談センター
統一ナビダイヤル
☎０５７０-０６４-４９０

ホームページ
http://www.yamaguchikenben.or.jp

弁護士会法律相談センター
（事前予約制）
山口法律相談センター
萩・長門法律相談センター
宇部法律相談センター
下関法律相談センター
岩国法律相談センター
周南地区法律相談センター
県内法律相談センター統一番号
☎０５７０-０６４-４９０
（ナビダイヤル）
（ガイダンスにしたがって、相談希望の地域の番号をプッシュしてください。）

【特長】
法律の専門家が公平・中立な立場で、示談成立のお手伝い！</td><td>法律相談</td><td>【サービス概要】
解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続、離婚、交通事故、クレジット・サラ金、商工ローン、刑事事件、その他の法的トラブルについて相談をお受けします。

【費用】
相談料　30分5,000円（税込）
（令和9年4月1日より）30分5,500円（税込）
ただし、以下に該当される方は無料法律相談が受けられます。
(1) 法律扶助の資力要件を満たされる方の法律相談
(2) 多重債務に関する法律相談（個人の場合に限る。）
(3) 交通事故に関する法律相談（同一案件で5回まで。）

【利用方法】
センターへの連絡による事前予約制</td></tr>
<tr><td>無料法律相談</td><td>【サービス概要】
県内主要各地の市役所などで、随時「無料法律相談」を実施しています。詳しくは、各自治体相談窓口、または山口県弁護士会までお問合せください。</td></tr>
<tr><td>仲裁センターによる和解のあっせん、仲裁制度</td><td>【サービス概要】
解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続等の紛争について、裁判所を使わず紛争解決を図る制度です。いずれの問題にしても弁護士が関与して紛争の円満解決を図るものです。

【費用】
<table><tr><td>申込手数料</td><td colspan="2">10,000円（税込）（申立人のみ）</td></tr><tr><td>期日手数料</td><td colspan="2">1期日5,000円（税込）
（当事者双方）</td></tr><tr><td rowspan="5">成立手数料</td><td colspan="2">和解成立等により解決した場合、紛争の価格を基礎に計算した金額を当事者双方で折半していただくことになります。</td></tr><tr><td>100万円以下の場合</td><td>8%</td></tr><tr><td>100万円を超え
300万円以下の場合</td><td>5%
+3万円</td></tr><tr><td>300万円を超え
3000万円以下の場合</td><td>1%
+15万円</td></tr><tr><td>3000万円を超える場合</td><td>0.5%
+30万円</td></tr></table>
【その他】
詳細については、山口県弁護士会にお問い合わせいただくか、山口県弁護士会のホームページをご確認ください。</td></tr>
</table>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
山口県弁護士会	山口県弁護士会 ヘルプ ☎０８３６－２１－７８１８	生活、年金と労働に関する法律相談窓口ヘルプ	【サービス概要】 生活保護、年金、労働などの問題を抱え、生活にお困りの方からのご相談をお受けします。状況を丁寧に伺い、問題の解決に向けて一緒に考え、必要な支援を行います。お一人で抱え込まず、どうぞお気軽にご相談ください。 【費用】 相談料：30 分 5,500 円（税込）程度 経済的な負担をできるだけ軽くするため、条件を満たす方は「法テラス」の無料法律相談や、弁護士費用の立替制度（代理援助）をご利用いただけます。 【利用方法】 ヘルプ（０８３６－２１－７８１８、山口県弁護士会宇部地区会）にお申込みいただくと、相談される方の地域の弁護士（ヘルプに登録している弁護士）を紹介し、弁護士の事務所に相談に行っていただきます。 【利用時間】 月曜日～金曜日（祝日を除く） 9:00～12：00、13:00～17：00
	山口県弁護士会 ひまわりほっとダイヤル ☎０５７０－００１－２４０	中小企業・個人事業経営者のための法律相談	【サービス概要】 中小企業、個人事業の経営上の悩みを弁護士が法律の専門家として解決のお手伝いをします。 【費用】 令和 9 年 3 月 31 日まで受付分 初回相談無料 （令和 9 年 4 月 1 日以降受付分より） 相談料　30 分 5,500 円（税込） 【利用方法】 まずは、０５７０－００１－２４０へお電話いただくと、お近くの弁護士会窓口につながります。 受付をした後、弁護士からご連絡をいたします。 【利用時間】 月曜日～金曜日（祝日を除く） 10:00～12:00、13：00～16：00
	弁護士会法律相談センター （事前予約制） 山口法律相談センター 萩・長門法律相談センター 宇部法律相談センター 下関法律相談センター 岩国法律相談センター 周南地区法律相談センター 県内法律相談センター統一番号 ☎０５７０-０６４-４９０ （ナビダイヤル） ガイダンスにしたがって、相談希望の地域の番号をプッシュしてください。	民事・家事当番弁護士制度	【サービス概要】 当番の法律事務所で法律相談が受けられます。 【費用】 法律事務所所定の相談料 以下に該当される方は無料法律相談が受けられる場合があります。 (1)法律扶助の資力要件を満たされる方の法律相談 (2)多重債務に関する法律相談（個人の場合に限る。） 【利用方法】 左記センターへ連絡（事前予約制）

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
山口県司法書士会	山口県司法書士会総合相談センター （山口市駅通り二丁目９番 15 号） ☎０８３－９２４－５２２０ 受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く） 9：00 から 12：00 13：00 から 17：00 まで ホームページ https://www.ymg-sihousyosi.or.jp/	無料法律相談	【サービス概要】 給料不払いなどの労働問題、クレジット・サラ金等の借金返済、敷金問題、相続、不動産の売買や贈与（名義変更）、交通事故の物損、成年後見制度、クーリング･オフのような消費者トラブルなどについて、司法書士が解決に向け親身になって相談をお受けします。 【費用】 無料 【利用方法】 要電話予約 【相談会場・相談日時】 県内５会場で法律相談を実施しています。実施日時、相談場所は、次のとおりです（事前予約制）。 ●日時　毎月第２、第３、第４土曜日 13:00 から 17:00 まで 場所　**山口会場**　山口県司法書士会館 （山口市駅通り二丁目９番 15 号） **周南会場**　下松中央公民館 （下松市大手町 2-3-1） ●日時　毎月第２、第４土曜日 13:00 から 17:00 まで 場所　**下関会場**　下関市生涯学習プラザ （下関市細江町 3-1-1） **岩国会場**　岩国市福祉会館 （岩国市麻里布町 7-1-2） ●日時　毎月第２土曜日 13:00 から 17:00 まで 場所　**萩会場**　萩総合福祉センター （萩市大字江向 510）

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
山口県社会保険労務士会	山口県社会保険労務士会 （山口市中央 4 丁目 5-16 山口県商工会館 2Ｆ） ☎０１２０－９３９－６６４ 受付時間 月曜日から金曜日の 9:00～17:00 まで （8 月 13 日～16 日、12 月 29 日～1 月 4 日、祝日を除きます） ホームページ http://www.sr-yamaguchikai.or.jp	総合労働相談	【サービス内容】 働く人、経営者からの労働に関するトラブル、悩みごと、労働に関する質問、人事・労務管理に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。 【費用】 無料 【利用方法・相談時間】 ●面談相談（原則予約制） 毎週木曜日　14:00～17:00 場所:山口市中央 4 丁目 5 番 16 号 山口県商工会館 2 階
	社労士会労働紛争解決センター山口 ☎０５７０-０６４-７９４ 【特長】 労働関係諸法令の専門家としての強みを発揮！	労働紛争解決センターによるあっせん	【制度概要】 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 法）」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見を活かして、個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により、簡易、迅速、低廉（現在、無料で実施中）にて円満解決を図ります。 「あっせん」は、受付から概ね 1 か月以内に期日が決まり、原則として 1 回（1 日）の手続きで終了します。 【費用】 有料（現在、無料で実施中）

	問い合わせ先	利用できる制度
裁 判 所	**山口地方裁判所** **民事受付センター（１階）** （山口市駅通り 1-6-1） ☎０８３－９２２－９１２８ （直通） 山口簡易裁判所 （山口市駅通り 1-6-1） ☎083-922-9142 周南支部・周南簡易裁判所 （周南市岐山通 2-5） ☎0834-21-2644 萩支部・萩簡易裁判所 （萩市大字江向 469） ☎0838-22-0047 岩国支部・岩国簡易裁判所 （岩国市錦見 1-16-45） ☎0827-41-0163 下関支部・下関簡易裁判所 （下関市上田中町 8-2-2） ☎083-240-5500 宇部支部・宇部簡易裁判所 （宇部市琴芝町 2-2-35） ☎0836-21-2662 柳井簡易裁判所 （柳井市山根 10-20） ☎0820-22-0270 船木簡易裁判所 （宇部市大字船木 183） ☎0836-67-0036 防府簡易裁判所 （防府市寿町 6-40） ☎0835-22-0969 長門簡易裁判所 （長門市東深川 1342-2） ☎0837-22-2708	【各手続の概要】 ●　民事調停手続（簡易裁判所） 調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員２名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話合いによる解決を図る手続です。 双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分１人でも手続を行うことができます。 ●　少額訴訟手続（簡易裁判所） 原則として１回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、６０万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。 事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続ですので、自分１人でも手続を行うことができます。 ●　労働審判手続（山口地方裁判所本庁） 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員２名が労働審判委員会を構成し、原則として３回以内の期日で、話合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。 事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。 ●　民事訴訟手続（簡易裁判所・地方裁判所） 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が１４０万円以下の場合は簡易裁判所、１４０万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。 厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましいでしょう。 【費用】 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。 【ご注意】 裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。 上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。 詳細は裁判所ウェブサイトをご確認ください。